HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新しい聖書注解シリーズVTJとNTJ : 日本語版ATD・NTDを目指して
Author(s)	山我, 哲雄
Description	日本基督教学会北海道支部2014年度公開シンポジウム「21世紀の聖書研究」. 2014年6月7日. 北星学園大学, 北海道.
Citation	日本基督教学会北海道支部公開シンポジウム記録, 4, 17-41
Issue Date	2016-06-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95233
Type	conference paper
File Information	jscsh_004_17.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

新しい聖書注解シリーズ　VTJ と NTJ
—日本語版 ATD・NTD を目指して—

山我　哲雄

1. 聖書注解とは何か—レヴィラート婚の制度を例として

新約聖書中の諸文書はいずれも今から 2000 年ほど前、旧約聖書中の諸文書に至ってはそれからさらに 200 年から 1000 年も遡るはるか昔の時代に、現代日本とはまったく異なる風土、文化、生活習慣、社会的価値観、宗教的な神観や世界観や人間観のもとにある人々によって書かれたものである。それゆえ、たとえ優れた本文の訳があったとしても、一般読者が何の予備知識もなしに、それだけを読んでも内容がよく理解できない場合が少なくない。また、それらの文書は歴史的に形成されたものであるので、その成立事情や歴史的背景について知ることは、それらの文書をより深く理解するうえでほとんど不可欠である。そこで、聖書中の特定の文書の成立事情や歴史的背景について解説するとともに、対象となる文書の文章に現れる個々の重要な用語や観念について文脈に沿って逐語的に解説し、そのより適切な理解を促すための情報を与えるのが、聖書注解書である。

一つの例として、聖書に何度も出てくる事柄で、現代の日本に生きる我々にとってまったく理解し難いようにも思える一つの社会的制度の場合を挙げよう。古代イスラエルには、人類学的に「レヴィラート婚」（もちろん、この用語自体は聖書には出てこない）と呼ばれる特異な婚姻の習慣があった。夫が子を残さずに死んだ場合、亡夫に親等の近い男性親族が未亡人を妻に娶り、子を産ませて、亡夫の家系を存続させるという習慣である。このことが、申命記 25:5-10 に詳しく規定されている。

レヴィラート婚という用語の語源は、ラテン語で「夫の兄弟」を

意味する「レヴィル〈levir〉」で、これに類する制度は部族制度の強い遊牧系の血族集団によく見られ、ユダヤ人のほか、モンゴル系やチベット系の諸集団にも散見されるという。最初の結婚で形成された両親族間の紐帯を維持しようとするものとする説もある。なお、他方で旧約聖書では、(姻戚をも含む) 近親婚が厳しく禁止されており (レビ 18:6-18, 20:10-21)、そこには兄弟の妻との性的な関係もはっきりと禁じられている (レビ 18:16, 20:21)。したがって、レヴィラート婚の場合は例外的な扱いを受けていることになる。家系の存続の方が、家族内部での性的関係の秩序よりも優先されるということなのであろう。

旧約聖書の『ルツ記』という文書は、全編がこの「レヴィラート婚」の制度を背景としており、それについての予備知識なしには物語を理解できない。飢饉を避けてモアブの地に逃れていたユダ出身のエリメレクとナオミの夫婦には、二人の息子たちマフロンとキルヨンいたが、それぞれに嫁いだモアブ出身の妻オルパとルツは、やがていずれも夫に死なれて未亡人となってしまう。同じく夫を失ったナオミはユダに戻ることにするが、オルパとルツはナオミについていこうとする。しかし、ナオミは次のように言って、それを断念させようとする。「わたしの娘たちよ、帰りなさい。どうしてついて来るのですか。あなたたちの夫になるような子供たちがわたしの胎内にまだいるとでも思っているのですか。わたしの娘たちよ、帰りなさい。わたしはもう年をとって、再婚などできはしません。たとえ、まだ望みがあると考えて、今夜にもだれかのもとに嫁ぎ、子供を産んだとしても、その子たちが大きくなるまであなたたちは待つつもりですか。それまで嫁がずに過ごすつもりですか。わたしの娘たちよ、それはいけません」(ルツ 1:11-13)。このナオミの言葉は、申命記 25:5-10 にも記されたレヴィラート婚に制度についての予備知識なしには、現代の日本人にとってほとんど理解不能であろう。

当然ながら、ルツ記の注解書であれば、まず初めに、この習慣的制度について詳しく説明しなければならない。

同じルツ記 4 章では、このレヴィラート婚の制度が土地の「贖い」、ないし買戻し（ゴーエール）の制度と組み合わされている。後者は、ある者が貧窮の故に土地を売ることを余儀なくされた場合、その人物の近親者がその土地を買い戻して、「嗣業の地」が一族の外に流出することを妨げるためのものである（レビ 25:25）。ルツを娶ろうとしている彼女の親族のボアズは、自分より親等が上位にある人物に対し、まずエリメレクの土地の「買い取り」を持ち出すが、同時に、土地を買い取ろうとする者はレヴィラート婚の義務をも果たさねばならないことを強調する。「あなたがナオミの手から畑を買い取るときには、亡くなった息子の妻であるモアブの婦人ルツも引き取らなくてはなりません。故人の名をその嗣業の土地に再興するためです」（ルツ 4:5）。相手がそれを聞いて畑の買い取りを辞退したので、ルツはまんまとボアズに嫁げることになる。実は、それがルツとボアズ自身の望みでもあったのである（ルツ 3:9-13）。ちなみに、レヴィラート婚の制度と「買戻し」（ゴーエール）の制度が相互に結び付けられているのは、旧約聖書でもここだけで、両者の関係については不明な点が多く、歴史的にもそういう慣習があったのか、それともそれはルツを得るためのボアズの「策略」として解釈すべきなのか、研究者の間でも論争の的になっている。はっきりと分かっていないことをそのようなものとして率直に明記することも、よい注解の条件の一つであろう。

レヴィラート婚についての予備知識なしには内容が理解できないということは、創世記 38 章のユダとタマルの物語についても言える。ユダはタマルを息子エルの嫁に迎えるが、エルが急死したので、次男オナンに―レヴィラート婚の制度に従い―「兄弟の義務を果たし、兄のために子孫を残しなさい」と命じる。しかし、オナンは「子

種を地に流した」（ここから「オナニー」の名が派生）ため、天罰で死んでしまう。度重なる息子たちの死に不吉さを感じたユダは、もう一人いた息子のシェラをタマルに与えることを拒み、タマルを実家に帰してしまう。タマルはいわば、レヴィラート婚の権利を侵害されたことになる。そこでタマルは娼婦に扮して路傍に立ち、ユダと関係して身籠る。それを聞いたユダは、タマルが姦淫をしたと思い、「引きずり出して、焼き殺してしまえ」と命じるが、タマルの胎内の子の父が自分であるという動かぬ証拠を突き付けられると、自分の非を認め、「わたしよりも彼女のほうが正しい。わたしが彼女を息子のシェラに与えなかったからだ」と言明する。この物語の意味、特になぜユダが自分よりもタマルの方が「正しい」と認めたのかを理解するためには、やはりレヴィラート婚という制度についての予備知識が必要である。

レヴィラート婚を背景とした場面は、新約聖書にも見られる。あるとき「復活はないと言っているサドカイ派の人々」がイエスに論争を挑み、復活の不合理性を示すために、この婚姻制度により七人兄弟と次々に結婚した女の譬えを引き、「復活すると、その女は誰の妻になるのでしょうか。七人ともその女を妻としたのです」と問い詰める（マルコ 12:18-23 とその並行個所）。ここでは注解者は、レヴィレート婚の制度について説明すると同時に、サドカイ派とはどんな集団か、それがイエスの通常の論敵であるファリサイ派とはどう違うのか、サドカイ派が「復活はない」と言っていたとされるが、当時のユダヤにおける「復活」思想がどのようなものであったか、等についても詳しく明らかにする必要があろう。

このように、聖書中の特定の文書やそのうちのある箇所を理解するために必要な情報を提供し、特に現代の聖書読者にとって馴染みの薄い用語や習俗や観念などについて適切に解説することが、聖書注解の中心的な使命なのである。しかし、そのためには、聖書とそ

の背景をなす古代イスラエルおよびユダヤ世界のさまざまな分野についての膨大な知識が必要であり、聖書注解書の執筆には、いわば聖書学の諸分野の成果の集大成的な意味がある。

2. これまでの聖書注解シリーズ

「注解の歴史は教会史とともに古い」(左近淑) と言われる。古代においてはすでに、死海文書を残したクムランの宗団で、旧約聖書の一部の文書の注解が書かれていた。古代キリスト教でも、オリゲネスのようなギリシア教父やアウグスティヌスのようなラテン教父が神学的な注解書を著しており、ルターやカルヴァンなどの宗教改革者たちの手による注解書も数多く残されている。しかし、本稿ではあくまで、いわゆる「批判的」な現代聖書学的立場からの聖書注解に限定して考えることにする (したがって、バルトの『ローマ書注解』や有賀鉄太郎の『ヘブル書註解』のような神学的な注解は考慮の枠外に置く)。

19 世紀後半以降の欧米における「歴史的・批判的」聖書学の隆盛に伴い、専門的な聖書学者たちの手により数多くの注解書が書かれるようになった。ドイツ語圏では、旧約のシリーズとして、グンケルの名高い『創世記注解』を含む“Göttinger Handkommentar zum Alten Testament” (HK) やゼリンの編集による “Kommentar zum Alten Testament” (KAT)、アイスフェルト編集の “Handbuch zum Alten Testament” (HAT)、ノート、フォン・ラート、アイヒロットいった 20 世紀後半のドイツ語圏を代表する旧約学者を結集させたワイザー編の “das Alte Testament Deutsch” (ATD)、ヴェスターマンの三巻本の浩瀚な『創世記注解』やヴィルトベルガーのやはり三巻本の『(第一) イザヤ注解』を含む “Biblischer Kommentar” (BK)、比較的最近始まった大冊ぞろいの “Herders Theologischer Kommentar zum Alten Testament” (HThK AT) と、ドイツ語版

と英語版が並行的に出版されている “Internationaler Exegetischer Kommentar zum Alten Testament/International Exegetical Commentary on the Old Testament”（IEKAT/IECOT）など、新約のシリーズとして、ブルトマンの『ヨハネ福音書注解』や佐竹明の『ヨハネ黙示録注解』を含むマイアー編の “Kritisch-Exegetischer Kommentar über das Neue Testament”（KEK）やシュナッケンブルクの『ヨハネ福音書注解』を含む “Herders Theologischer Kommentar zum Neuen Testament”、E・シュヴァイツァーが共観福音書の三冊全部を担当した “das Neue Testament Deutsch”（NTD）、エキュメニカルなシリーズであることを自覚化した “Evangelisch-Katholischer Kommentar zum Neuen Testament”（EKK）などが代表的な存在で、広く用いられてきた。他に旧・新約双方を含むものとして、ドイツ語圏スイス中心の“Zürcher Bibel”や、カトリック中心の“Die Neue Echter Bibel”がある。

英語圏では旧・新約双方を含むシリーズが多く、イギリスの “International Critical Commentary”（ICC）、The New Century Bible Commentary（NCBC）、New English Bible（NEB）を用いたケンブリッジ聖書注解（The Cambridge Bible Commentary, CBC）、アメリカのものでは、旧約にユダヤ系の執筆者によるものを含む “the Anchor Bible”（AB）、節ごとの逐語的注解ではなく、文脈の意味づけを重視した “INTERPRETATION A Bible Commentary for Teaching and Preaching”、ドイツ語の注解書の翻訳と英語のオリジナルの混在する “Old Testament Library”（OTL）と “Hermeneia-A Critical and Histarical Commentary on the Bible”が代表的なものである。

このうち、ATD と NTD、ケンブリッジ聖書注解（旧約の部のみ）、INTERPRETATION（『現代聖書注解』）、The New Century Bible

Commentary（『ニューセンチュリー聖書注解』）、それに EKK（『EKK 新約聖書註解』）は日本語版が出されており（一部は未完）、日本における聖書研究の発展に多大な影響を与えてきた。

これに対し、日本人の手による従来の聖書の「注解」、あるいは「講解」や「講義」と呼ばれるものは、聖書文書についての学術的な解説というよりも、どちらかといえば牧会経験を積んだ牧師や宣教師、無教会集会の指導者などが信徒向けに聖書のメッセージについて講解した、「書かれた説教」という性格のものが多く、聖書学的というよりも宣教的、実践神学的な傾向のものが多かったように思われる（実際に、それらの中には「説教」のテープ起こしをしたものも含まれる）。もちろん、旧約の分野においても新約の分野においても、特定の聖書文書の研究に精通した聖書学者による学問的な性格の注解書が個別的にはいくつも書かれてきた（敬称略）。例えば旧約では、浅野順一『ヨブ記註解』（4 巻, 創文社, 1965-74 年）、関根正雄によるヨブ記、詩編、エレミヤ記の注解（新地書房刊『関根正雄著作集』第 9 巻, 第 10-13 巻, 第 14-15 巻, 1980-82 年）、部分的なものだが左近淑（『詩篇注解』新教出版社, 1971 年）と勝村弘也（『詩篇注解』日本基督教団出版局〔以下「教団」〕, 1992 年）による詩編の注解、西村俊昭の『ヨナ記註解』（教団, 1975 年）と『「コーヘレトの言葉」注解』（教団, 2012 年）、新約では、田川健三『マルコ福音書　上巻』（新教出版社〔以下「新教」〕, 1972 年。中巻以降は未完であるが、同じ著者による独自の訳と詳しい訳注〔その大部分は他の日本語訳への悪口〕を伴う『新約聖書　訳と注』が作品社から進行中。2008 年~）、佐竹明の『ピリピ人への手紙』（新教, 1969 年）、『ガラテア人への手紙』（新教, 1974 年）、『ヨハネ黙示録』（3 巻, 新教, 2007-09 年）、山内眞の『ピリピ人への手紙』（教団, 1987 年）、『ガラテア人への手紙』（教団, 2002 年）、土屋博『牧会書簡』（教団, 1990 年）、伊吹雄『ヨハネ福音書注解』（3 巻, 知泉書館, 2004-09 年）、原口尚

彰『ガラテヤ人への手紙』（新教, 2004 年）、辻学『ヤコブの手紙』（新教、2002 年）、川村輝典『ヘブライ人への手紙』（一麦出版, 2004 年）などを挙げることができる。進行中のものとしては、旧約では月本昭男による詩編注解（『詩篇の思想と信仰』新教、既刊 4 巻, 2003 年~）と荒井献『使徒行伝』（新教, 既刊 2 巻, 1977~）がある。

これらはいずれも優れたものであるが、旧約・新約いずれも、まだ一部をカバーするにしか至っていない。合本形式で聖書全体を扱ったものとしては、『新聖書注解』（旧約 4 巻＋新約 3 巻, いのちのことば社, 1970-77 年）と『新共同訳　旧約聖書注解』（3 巻、1993-96 年）、『新共同訳　新約聖書注解（2 巻, 教団, 1991 年）』があるが、前者は新改訳を底本としたいわゆる福音派系のもので、保守的傾向が強く、「第二イザヤ」や「第二パウロ書簡」の観念を認めないなど、聖書学の主流の考え方とはかなり隔たっている。後者（筆者は「サムエル記」と「歴代誌」を担当）は書名の通りに新共同訳を底本とするもので、「旧約聖書続編」（いわゆる「外典」）を含み、注解者たちのアプローチの仕方には総じてかなり学問的な性格があるが、注解者が新共同訳の訳文を批判する場面が多いなど、注解書としてはかなり風変わりな傾向を示す。何よりも、いずれも聖書全巻の注解を数巻に収めようとしたため、紙幅がかなり限られており、舌足らずの感は免れないといわねばならない（筆者も執筆者の一人としてこのことを痛感している）。

この間、岩波書店から『旧約聖書』（15 巻, 1997-2004 年）と『新約聖書』（6 巻, 1995-96 年）のシリーズが出たが（筆者は旧約中の出エジプト記の一部とレビ記、民数記を担当）、いずれも各文書についてのかなり詳しい解説を伴い、聖書本文の訳は本文批評を踏まえた学術的性格の強いものであるとはいえ、注はあくまで脚注にとどまっており、「注解」の役割を代替し得るものではない。したがって、旧・新約聖書全体をカバーする、学術的性格の強い注解シリーズの

登場が、日本の聖書研究における喫緊の課題として待望されていた。

3.「VTJ 旧約聖書注解」、「NTJ 新約聖書注解」の企画と陣容

周知のように、来る 2017 年は、1517 年 10 月 31 日、ドイツの修道士マルチン・ルターが「95 箇条の提題」を発表し、宗教改革の口火を切って以来 500 年目に当たり、世界中のキリスト教界で宗教改革 500 周年を記念するさまざまなイベントが企画されている。わが国における代表的なプロテスタント系のキリスト教図書出版機関の一つである日本キリスト教団出版局でも、これを記念して、わが国初といえる学術的な聖書注解シリーズの刊行を企画した。それが、「VTJ 旧約聖書注解」、「NTJ 新約聖書注解」の両シリーズである。それぞれ見慣れないアルファベット略字が冠されているが、これはラテン語で「旧約聖書」を意味する “vetus testamentum” と「新約聖書」を意味する“novum testamentum” の語に 「日本語の」に当たる “japonicum”を付加した “Vetus Testamentum Japonicum” と “Novum Testamentum Japonicum” を略したものである。異論もあろうが、今のところこれがそれぞれ、シリーズとしての正式名称になる模様である。これは、前述のように欧米の注解書シリーズの多くがアルファベット 3 文字の略号を持つことに倣ったものであり、同時にそれらに匹敵するものになろうとする意気込みをも表している。それぞれ 10 巻から 20 巻、あるいはそれ以上からなるかなり大規模なシリーズになる予定である。

この企画では、まず出版局の方から複数の旧約学者、新約学者にそれぞれのシリーズの全体を「監修」する「監修者」（実質的には編集委員）になるように依頼がなされ（この「依頼」がどのような基準によったのかは監修者たち自身にも知らされてはいない）、それを応じた「監修者」たちがそれぞれ数度にわたって会合し、編集方針と各文書の注解担当者を決めた。その際には、最先端の聖書学の成

果を十分に取り入れるためと、2017年の刊行開始を目指すものの、全体の完結まではかなりの時の流れを要する可能性をも考えに入れ、できるだけ若い世代の研究者に執筆を依頼することに努めた。また、すでに特定文書の注解書を発表している研究者については、できるだけそれとは別の文書の担当を依頼するようにした。

すでに日本キリスト教団出版局のホームページにはこのシリーズの広報のための特設ページが開設されており、そこにも陣容が紹介されているが、以下に旧約と新約それぞれの監修者と執筆者を記しておく。当然のことであるが、これは現時点での「予定」であり、事情によって変更もあり得る。

◎『VTJ 旧約聖書注解』

［監修者］

月本昭男（上智大）、山我哲雄（北星学園大）、大島力（青山学院大）、小友聡（東京神学大）

［執筆者］

<u>五書</u>

創世記：月本昭男、　出エジプト記：鈴木佳秀、　レビ記：山森みか、　民数記：山我哲雄、　申命記：大住雄一

<u>歴史書</u>

ヨシュア記：魯恩碩、　士師記：山吉智久、　サムエル記（上下）：勝村弘也、　列王記（上下）：山我哲雄、　歴代誌（上下）：杉本智俊、　エズラ・ネヘミヤ記：守屋彰夫

<u>預言書</u>

イザヤ書：大島力、　エレミヤ書：大串肇、　エゼキエル書：北博、

ホセア書：大島力、　ヨエル書：金井美彦、　アモス書：小林進、オバデヤ書：左近豊、　ヨナ書：水野隆一、　ミカ書：金井美彦ナホム書：左近豊　ハバクク書：左近豊　ゼファニア書：左近豊、　ハガイ書：樋口進、　ゼカリヤ書：樋口進、　マラキ書：樋口進

諸書

詩編：飯謙（1～72編）・石川立（73～150編）、　ヨブ記：月本昭男、　箴言：加藤久美子、　コヘレト書：小友聡、　雅歌：小友聡、　哀歌：左近豊、　ルツ記：加藤久美子、　エステル記：高橋優子、　ダニエル書：守屋彰夫

◎『NTJ新約聖書注解』

［監修者］

須藤伊知郎（西南学院大）、伊東寿泰（立命館大）、浅野淳博（関西学院大）、廣石望（立教大）、辻学（広島大）、中野実（東京神学大）

［執筆者］

歴史

マタイ福音書：須藤伊知郎、　マルコ福音書：引地茂男、　ルカ福音書：嶺重淑、　ヨハネ福音書：伊藤寿泰、　使徒行伝：今井誠二

パウロ書簡

ローマ書簡：浅野淳博、　第１コリント書簡：村山盛葦、　第２コリント書簡：廣石望、ガラテヤ書簡：浅野淳博、　フィリピ・フィレモン書簡：小林高徳、　第１、第２テサロニケ書簡：焼山満里子

第二パウロ書簡・公同書簡

エフェソ書簡：山田耕太、　コロサイ書簡：保坂高殿、　第１、第２テモテ書簡・テトス書簡：福島裕子、　ヘブライ書簡：中野実、ヤコブ書簡：東よしみ、　第１、第２ペトロ書簡：辻学、　第１、第２、第３ヨハネ書簡：三浦望

黙示

ヨハネ黙示録　遠藤勝信

さきに、できるだけ若い世代の研究者に執筆を依頼する方針であることを記したが、このことは特に NTJ の布陣に顕著に示されている。すなわち、NTJ の方は、監修者にも執筆者にも、前述の『新共同訳　新約聖書注解』や岩波版『新約聖書』に参加した世代が（岩波版新約で「パウロの名による書簡」を担当した保坂高殿を唯一の例外として）入っていないのである。すなわち、前者でいえば川島貞夫や高橋敬基、後者でいえば青野太潮、大貫隆、佐藤研といった名前で代表される世代がいないのである。しかも監修者たちは、いずれも 50 代の働き盛りである。このことには、ここ 20 年ほどの間に新約学会の「世代交代」がほぼ完了したことが示唆されている。NTJ には、この「新世代」の気鋭の新約学者たちによる、覇気に富んだ斬新で刺激的な釈義が大いに期待できよう。

これに対し、ATJ の方は筆写（山我哲雄）をはじめ月本昭男、鈴木佳秀、勝村弘也といった 60 代の「旧世代」が多少生き残っており、平均年齢をやや引き上げている。これは、この「業界」における深刻な「後継者不足」を反映している。全体として見て、旧約学を専攻する若い研究者が減っていることは否めない事実である。旧約を専攻しても、なかなか「食べていけない」こととも関連しようか。いずれにせよ、若い世代の方々も多数加わってくださっていることでもあり、ATJ の方も老骨に鞭打ちながら、NTJ に負けないよ

うな新鮮な、最新の研究を踏まえたものにしたいと願っている。

4. ATJ、NTJ の特色

前述した日本キリスト教団出版局のホームページの VTJ、NTJ 広報用の特設サイトには、各監修者の抱負と、本注解書シリーズの特色が紹介されているが、ここではその一部を引きながら、このシリーズの性格と特徴について説明しておきたい。

まず本シリーズの意義と基本的なスタンスについてであるが、VTJ の監修者の一人、月本昭男は次のように記す。「旧約聖書には小説の原石がごろごろ転がっている。カトリック教会と縁の深かった作家の井上ひさしがそう言ったのを聞いたことがある。たしかに、旧約聖書は社会に生きる人間模様を様々に映し出しながら、それらをこえる世界を指し示そうとする。新約聖書もキリスト教もそこから紡ぎ出された。本企画が、この列島で聖書を学ぶ方々それぞれに原石を磨く機会を提供できる、と願っている」。また、山我哲雄は、このシリーズがわが国で最初の学術的聖書注解シリーズであることを指摘したうえで、「これまでもっぱら欧米の研究を受容、消化することが中心であった日本の聖書学も、ようやく『一人立ち』するに十分な蓄積と熟成を達成したということであろう。現代の日本人、アジア人の目で見た聖書理解という特色を保ちながら、国際的にも通用するものにしたい」と記す。

さきに紹介した欧米の注解シリーズのなかでも、特に高名の研究者によるものが多く、翻訳があることもあって、わが国でも広く参照されてきたのが、ATD、NTD のシリーズである。両シリーズでは、高度な学術性と独創性は保ちながらも、テクニカルな本文批判やヘブライ語やギリシア語本文の詳細な検討は最小限にとどめ、一般読者にも平易に理解できるように配慮されていることも、人気の秘密の一つであろう。とはいえ、両シリーズとも中心的な部分の出

版は1950年代から60年代で、古いものではすでに半世紀以上を優に経過している。この間に聖書学のありかたは旧約新約ともに著しく変化した。そこで VTJ、NTJ の監修者の多くは、できればこのシリーズを、最新の聖書学的認識と方法を踏まえた ATD、NTD の日本版のようなものにしたいと願っている。すなわち、学問性を保ちながら、一般の読者にも開かれた聖書注解シリーズである。VTJ の監修者の一人小友聡も、本シリーズの企画が「ドイツの ATD/NTD 聖書注解に匹敵」する「エポックメーキングな出来事」であることを指摘したうえで、「ATD/NTD はドイツで50年以上経ってもなお、教会の説教者や神学生に使用される最も基本的な聖書注解書だ。われわれの注解ものそのように、日本の教会において最も標準的な注解として長く用いられるものになるに違いない」と記している。もちろん、最後の「違いない」はぜひともそうあってほしいという祈念を籠めたものであろう。

VTJ と NTJ は、ルター宗教改革500周年を記念する学問的な聖書注解シリーズという共同企画であるが、同時にあくまで旧約(学)、新約（学）の固有性を踏まえつつ、相互に独立したシリーズとして位置づけられている。したがって、前述した編集方針や執筆者を決める監修者会議は、VTJ、NTJ それぞれ独自に行われ、合同会議は一度も行われていない。

したがって、VTJ では原語がカタカナ書きされる（「トーラー」、「エロヒーム」など）のに対し、NTJ ではギリシア文字やアラム文字が用いられるなど、形式的な違いも出てきそうである。しかし、監修者会議にはすべて、教団出版の編集者が陪席し、そこでの議論を踏まえたうえで、両シリーズの特徴を次の五点にまとめてくれた。これは、前述の特設ページに掲載されている（下線部は赤字)。多少、前宣伝めくが、それを紹介しておこう。

「(1) 日本語で書き下ろされており、読みやすい。
宗教改革は、聖書を民衆に「分かる」言葉に翻訳しました。その精神に倣って本シリーズは、はじめから日本語で考える研究者たちが書き下ろし、読者にわかりやすい注解を目指します。執筆陣も、教派上の立場にとらわれずに構成されています。

(2) 原典の文書、文体、文法・語彙の特徴がわかる。
聖書は、もともと私たちとは言語と文化を異にする環境で生まれました。この聖書との間に、意味理解をめぐる豊かな対話の場を感じることが、聖書を読む醍醐味の始まりです。本シリーズは、原典本文がもっている「異質さ」の手触りを伝えます。

(3) 聖書各書の歴史的・文化的・社会的背景がわかる。
歴史的な文書である聖書の成立背景や、当時の読者たちについて知ることは、適切な聖書理解に不可欠です。本シリーズは、最新の研究成果をコンパクトに伝えます。

(4) 先入観に支配されず聖書が提起している問題を理解できる。
キリスト教徒でも一般読者でも、それぞれの先入観をもって聖書を読みます。それは理解の出発点ですがゴールではありません。本シリーズは、現代人の予想を超える聖書の豊かな問いかけに注目します。

(5) 聖書の理解を通して、現代社会への深い洞察を得ることができる。
聖書が新しい時代を拓くのは、その使信によって、読者が新

しい光のもとで自らを理解できるようになるからです。本シリーズは、たんなる歴史的な解説の域を超えて、現代社会に生きる私たちの根本問題に切り込むことを目指します。」

(1) については、一見当然のことのようにも見えるが、前述のように、従来は学問的注解書としてはもっぱら欧米の翻訳ものに頼らざるを得ない状況があったということが想起されるべきである。しかし、—自戒を込めて言うが—訳書の中には、訳者が問題にされている事柄を十分理解していなために、誤訳が多かったり、直訳調で非常に理解しにくいものを読まされることが少なくなかった。NTJの監修者の一人須藤伊知郎も、「新約聖書の注解書は従来、欧米の圧倒的な聖書解釈の蓄積を前提とするため、いくつかの優れた例外はあるものの、どうしても翻訳に頼ることが多かったです。しかし今回の NTJ では、最初から日本語で書き下ろし、聖書学の最新成果を反映しつつ、しかも一般読者にも読み通せる、現代日本の状況に向かって語られる神の言葉の解き明かしを進めます」と記す。ただし、日本語の研究者の一部には、難解＝高尚というへんな価値観があって、翻訳以上に晦渋な表現を用いることを好む者がいるが、本シリーズの趣旨に沿って、そのような傾向はぜひとも回避しなければならない。

(2) に関連して言えば、聖書各文書の性格やそこで用いられている個々の用語や表現について解説することが注解書の主たる任務であることは前述した通りである。その際には、言語構造や時代、文化の相違を超えて聖書の使信が伝えられるような努力がなされねばならいことは言うまでもない。それは、聖書のテキストと現代の読者の「対話」を仲立ちすることにも繋がる。NTJ の監修者の一人である浅野淳博は、「今回の注解書執筆者と読者が、時間、文化、地理、言語を超えた遙かなる他者と新約聖書テクストを通して遭遇する過

程において、注意深く謙虚な聴き手として成熟することを期待しつつ」、監修と執筆に当たるという抱負を述べている。

(3) に関連しては、まさに冒頭に挙げたレヴィラート婚の例が図解してくれよう。異文化世界であり、異質なものである聖書の世界へと道案内するのが、注解書のもう一つの主要な任務である。新約の監修者の一人である廣石望は、キリスト教と新約聖書自体、ユダヤ的なものとヘレニズム的なものの衝突と融合から生まれたという事情を指摘する。「キリスト教は、古代の東地中海世界で独自の一神教を生み出したユダヤ教から出発し、周辺のヘレニズム・ローマ世界を巻き込みながら生成しました。そこには異質なもの同士のじつにダイナミックな出会いと対決そして変容のプロセスがあり、新約聖書はその証言です」。

(4) と (5) に関連しては、聖書注解書の目的は、聖書本文が何千年も前に書かれた際にどんな意味で書かれたかを明らかにするだけでなく、そのような古代のテキストを現代という時代に―しかも日本で―読むことの意味を示唆することでもあることを強調しておきたい。NTJ の監修者の一人辻学はこう記す。「NTJ の「J」は、日本語で、日本の読者のために、日本の状況を踏まえて書き下ろす注解という意気込みの表現です。紀元 1~2 世紀の地中海世界に発信された新約聖書のメッセージと、私たちの生きている 21 世紀の状況とが響き合ってくる、そのような読みを可能にする注解叢書にしたいと思います」。他方で、現代に聖書を読むという営みには、当然ながら、聖書自体に含まれた前時代的なものや非人道的なもの、他民族や女性や障害者や病者や、さらには性的少数者などへの差別的な思考に対する批判的な対決ということも含まれるであろう。

5. VTJ、NTJ の構成

注解の内容は、もちろんそれぞれの著者に委ねられるが、シリー

ズとしての統一性を担保するために、各注解は形式的には、次のような構成に従って書かれることになる。

テキストは（必ずしも聖書の既成の章や節にとらわれず）適当な意味上の単元に分けられ、それぞれの単元について、以下の4つの部分で記述される。

(1) 翻訳

原文の批判的校訂テキストに従い、原文の日本語訳が示されるが、その際には（新共同訳等の場合とは異なり）日本語としての流麗さや読みやすさは必ずしも重視されず、原文でどういう概念が用いられているかを顧慮して逐語訳に近いものにする。したがって、原文が複雑で難解であったり、もってまわった文章であったり、ギクシャクしたり舌足らずのようなテキストである場合には、そのような特徴が出るような翻訳を目指す。また、原文の問題点や異読などについての最小限の訳注を付す。

(2) 形態／構造／背景

様式史的観点から、その単元全体の形態やテキストとしての性格を明らかにし、さらにその構造を分析する。また、場合によってはそこにどのような「資料」が用いられているかや、どのような編集が加わっているかなどについて、単元の成立の背景が解説され、さらには描かれる出来事の歴史的背景などについても説明がなされる。

(3) 注解

中心的な部分で、テキスト中に現れる語句、概念、人名や地名、動植物、祭儀行為、生活習慣、宗教的思想などについて逐語的な解説され、また訳文がなぜそのようになっているかにつ

いても説明がなされる。また、著者が記述を通じてどのようなメッセージを伝えようとしているかについても示唆がなされる。

(4) 解説

当該する単元全体を改めて見直し、その意味を確認するとともに、その単元をよりよく理解するための補足的な説明がなされたり、その単元が現代のわれわれにとってもちうる意義、今日的な問題との対話の可能性についても示唆がなされる。

執筆作業は全体として見て新約の方がはかどっており、前述の特設ページからすでに多くの見本原稿が見られるようになっている。旧約の方はまた見本原稿を提示するところまでいっていない（2016年になって見本原稿の一部が公開された）が、どんなものになるのか具体的にイメージできるように、筆者（山我）が担当した列王記中比較的短い、イスラエルの王オムリについての単元（列王記上16:23-28）を見本として示しておく。もちろん、これは翻訳、注解とも暫定的なものであり、最終稿ではない。

なお、この列王記注解では旧約学上の定説に従い、列王記は年代記的な記述など王国時代自体から伝わる伝承を、王国時代末（ないしは王国滅亡後の捕囚時代）の申命記主義的編集者（申命記史家）が編集・加筆して現在の形になったという前提に立つ。翻訳のテキスト中、下線がない部分は申命記史家以前から伝わる伝承であること、下線のついた部分は編集者自身の手による編集句であることを示している。

列王記上 16：23－28　イスラエルの王オムリ

オムリについての治世導入定式

23a ユダの王アサの治世第三十一年に、オムリがイスラエルの上に立つ王となり、十二年間にわたって〔王として治めた〕。

サマリアの建設

23b 彼が六年間、ティルツァで治めた〔後〕、24 彼はシェメルからサマリアの山を銀二キカルで買い取り、その山に〔町を〕建設した。彼は、彼が建設したその町に、山の所有者であったシェメルの名にちなんで、サマリア(1)と名付けた。

オムリの罪

25 オムリはヤハウェの目に悪と映ることを行い、彼以前の誰にもまして悪いことを行った。26 すなわち、彼はネバトの息子ヤロブアムのすべての道を歩み、彼がイスラエルに犯させた罪の中を歩んで、彼らの空しいものによってイスラエルの神ヤハウェの怒りを引き起こした。

オムリについての治世結尾定式

27 オムリについての残りのこと、すなわち彼の事績、彼の成し遂げた武勲については、『イスラエルの王たちの年代記』に記されてはいないだろうか。28 オムリは彼の父祖たちと共に眠りについた。彼はサマリアに葬られた。彼の息子アハブが彼に代わって王となった。

注

(1) ヘブライ語では、「ショムローン」

形態／構造／背景

分裂後のイスラエル王国第6代の王で、イスラエル王国における最初の本格的な王朝の創立者であり、後に北王国の永続的な首都と

なるサマリアの創健者であるオムリについての、この王の歴史的重要性を考えれば意外なほど短く内容に乏しい単元。

ここでは、通常の治世導入定式が即位記事（A^1）と神学的評価（A^2）に分断され、その間にオムリによるサマリアの買い取りと町の建設についての（おそらくは年代記的資料に由来する）記事が挟まるという、異例な構成になっている。通常であれば、このような歴史的情報は、治世導入定式と治世結尾定式の間に挟まるはずである。

A^1　23節a　治世導入定式（1）—即位記事

B　23節b-24節　オムリによるサマリアの取得と建設

A^2　25-26節　治世導入定式（2）—神学的評価

A'　27-28節　治世結尾定式

このような特異な構成は、この王の治世の途中で王居がティルツァからサマリアに変わるという特殊事情と関連している。すなわち、通常のイスラエルの王の治世導入定式は、（1）即位時のユダの王の治世との対観（シンクロニズム）、（2）統治の総年数、（3）居城の場所、（4）王の神学的評価の四要素からなるまずである。ところがここでは、居城の場所についてより詳しい説明が必要になっているというわけである。

注解

23節a　治世導入定式（1）—即位記事

オムリの即位は「**ユダの王アサの治世第三十一**」年であった。前任者ジムリの「七日天下」がアサの「二十七年」（15節参照）であったので、四年間ほどのタイムラグが生じていることになる。この期

間が、オムリとティブニの分派抗争（21-22 節と同所への注解参照）の時期に当たる。「**十二年間**」というオムリの統治年数には、この経過期的な四年間が含まれる。したがって、オムリの単独統治はほぼ八年間だったことになる（23 節と 29 節を比較のこと）。歴史学的研究では、オムリが単独統治したのは前 878-871 年頃と考えられている。なお、オムリが非イスラエル人であった可能性については、本章 15 節 b-18 節への注解参照。

23 節 b-24 節　オムリによるサマリアの取得と建設

オムリはまず、「**ティルツァ**」で「**六年間**」（23 節 b）統治する。すなわち、彼は差し当たっては、ジムリがティルツァで失脚、自死した後も、そのまま同地を首都としたのである（17-18 節参照）。なお、この数字にはおそらくティブニとの権力闘争の四年間が含まれる。その間、ライバルのティブニがどこを拠点としていたのかは不明である。

しかし、その後、オムリは「**シェメル**」なる人物から「**サマリアの山**（ハル・ショムローン）」を買い取り、そこに町を建てる。買い値とされる「**銀二キカル**」とはおよそ 70 キログラムに相当し、歴史的というよりも伝説的な量である。サマリアはエルサレムの北方約 56 キロメートル、シケムの北西約 10 キロメートルに位置する現在のセバスティエと同定され、南北と東西を結ぶ交易上も軍事的にも重要な道路が Y の字形に交差する場所に近く、海岸平野やフェニキアとの連絡もよい交通上の要衝の地にあり、防衛上も条件のよい土地である。なお、「山」と呼ばれているが、海抜約 430 メートルで、むしろ「丘」である（ヘブライ語の「ハル」には、「丘」も含まれる）。なお、「シェメル」がカナン人なのかイスラエル人なのか不明であるが、土地を金銭で売っていることからカナン人である可能性も少なくない（王上 21:3 参照）。いずれにせよ、カナン系の住民

の多い地方である。なお、オムリがその町に、「**山の所有者であるシェメルの名にちなんで、サマリアと名付けた**」というのは、およそ信じがたい。サマリアは原語では「ショムローン」であるが、「～オン」という語尾は山や丘の呼称に多いので（シオン、ヘルモン、レバノン）、もともと山の名だったものが町の名になったものであり、「シェメル」という人物との結び付きの方が原因譚的で二次的なものだと考えるべきであろう。明記されていないが、ここではオムリがティルツァからサマリアに遷都したことが前提にされている。これ以降、サマリアは、後の前 722 年の北王国滅亡にいたるまで、イスラエルの不動の首都であり続ける（王下 17:5-6）。

25-26 節　治世導入定式（2）—神学的評価

他のすべての北王国の王同様、オムリも申命記史家により否定的に評価されている。すなわち、彼は「**ヤロブアムの道**」（26 節）を歩んで罪を犯した（具体的にはここでもまた、エルサレム以外の聖所と金の子牛の容認が考えられている）だけでなく、「**彼以前の誰にもまして悪いことを行った**」とされる（33 節参照）。ただし、オムリの「悪」についての申命記史家の記述は、紋切り型で定型的なもので、具体性に乏しい。「ヤロブアムの道」については、列王記上（15:26;）15:34; 16:19 を参照。人の手によって造られた偶像を意味する「**空しいもの**（ハベリーム）」については、本章 13 節と同所への注解参照。

27-28 節　治世結尾定式

通常の治世結尾定式に加えて、オムリの「**成し遂げた武勲**（ゲブラー）」について触れられているのは、この王の歴史的影響力を反映したものか。ただし、この表現が用いられている他の王の場合には、ほとんどの場合、何らかの軍事的な分野での活動が問題になっている（王上 15:23 への注解参照）。歴史的には、モアブ人を征服して

支配下に置いたことと関連するということも考えられる（本単元末の「*解説*」を参照）。

「**父祖たちと共に眠りについた**」とは、物理的な意味ではあり得ない。新設の町サマリアにオムリの父祖の墓があったはずはないからである。これは、天寿を全うした平穏な死を描く定型的表現に他ならない。オムリは、当然ながら、「**サマリアに葬られた**」最初のイスラエル王である。

解説

オムリが、王国分裂後のイスラエルで歴史的な重要性を持った最初の王であったことは疑問の余地がない。本節の最初でも述べたように、オムリは北王国で最初の本格的な王朝の創始者であり、オムリ王朝は息子のアハブを超えて、孫に当たるアハズヤ、ヨラムまで、三世代、四代、約三十五年間存続する。

オムリは、議論の的になっているダン碑文における「ダビデ」への言及を度外視すれば、今のところ聖書外史料によって歴史的実在の裏付けられる最初のイスラエルの王でもある。モアブ王メシャの碑文（前 860 年頃.王下 3:4-5 への注解を参照）によれば、「イスラエル王オムリは長い間モアブを圧迫し」、「メデバを征服した」。これは、王国分裂以後もモアブが北王国の支配下に置かれていたことを示す。あるいは、歴史的には、モアブはオムリのもとで初めてイスラエルの支配下に入ったのかもしれない。アッシリアの碑文では、複数の文書でイスラエル王国自体が「オムリの家（ビト・フムリ）」と呼ばれ、歴史的にはオムリ王朝断絶後も同じ呼称が用いられ続けた。オムリは、オリエント世界ではそれほどまでの「有名人」だったのである。

発掘調査によれば、オムリ以前のサマリアは処女地ではなく、村落規模の居住地は後期青銅器時代から存在した。しかし、前 9 世紀

頃から急速に都市化し、周囲の居住地も飛躍的に拡大した。丘の高台（アクロポリス）からは、見事な城壁と石造建築群を持つ大規模な王宮複合体（約 90 メートル×約 180 メートル）が発見されたが、これがオムリ（および彼の後継者たち）の手によるものであることを疑うべき理由はない。北王国は、オムリ王朝のもとで明らかに経済的、政治的繁栄を享受し始めたのである。

外政という点でも、オムリは有能な統治者であり、息子のアハブとティルスの王女イゼベルとの結婚に象徴されるフェニキア人との同盟政策（31 節と同所への注解をも参照）や、場合によっては孫娘アタルヤのユダ王家への嫁入り（王下 8:26 と同所への注解を参照）に示されたユダ王国との同盟も、オムリの主導で行われたものかもしれない。

しかし申命記史家は、統治者としてのオムリの手腕など一顧だにしない。オムリは、北王国の王ということだけで、「ヤロブアムの罪を歩む」邪悪な王であるだけでなく、アハブの父として、「彼以前の誰にもまして悪いこと」を行ったと非難されるべき存在なのである。